

# 一般社団法人千葉県臨床心理士会 選挙規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 一般社団法人千葉県臨床心理士会定款第5条第3項に定める代議員の選挙及び第23条第1項に規定する役員を選出を適正に行うために本規程を定める。

### (委員会の構成)

第2条 一般社団法人千葉県臨床心理士会（以下「本会」という。）の代議員の選挙及び理事候補者の選出の管理業務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

- 2 委員会は、本会の正会員から選任された3名の選挙管理委員をもって構成される。
- 3 選挙管理委員は、第1項の選挙の事由が発生する6箇月前の日以後すみやかに本会の理事会が選任する。
- 4 選挙管理委員は理事と兼務することはできない。
- 5 委員会はその代表責任者として、互選により選挙管理委員長を定めなければならない。
- 6 会長は、第3項により委員選任後遅滞なく、最初の委員会を招集しなければならない。それ以後の招集は、選挙管理委員長が行うものとする。

### (委員会の業務)

第3条 委員会は以下の業務を行う。

- (1) 代議員の選出に関すること
- (2) 理事候補者の選出に関すること

## 第2章 代議員の選出

### (代議員の選挙権及び被選挙権)

第4条 代議員の選挙権及び被選挙権は、選挙が実施される年度の9月末日（以下「基準日」という。）における本会の正会員が有するものとする。

### (代議員の定数)

第5条 代議員の定数は本会定款第5条第2項の定めるところにより、基準日における本会の全正会員の数を20名で除して得た人数とする。

- 2 前項の人数の算定に当たり、1名未満の端数が生じたときは、これを1名に切り上げる。

### (代議員選出業務)

第6条 委員会は代議員の選出に関し、以下の業務を行なう。

- (1) 代議員選挙の実施日程等の確定と公示

本規程第2条第6項の最初の委員会開催後、遅滞なく代議員選挙に関する実施日程及びその実施手続きに関する計画書（以下「選挙公示」という。）を作成し、これを全正会員に公示する。

- (2) 選挙台帳の作成

本規程第4条による選挙人及び被選挙人名簿を作成する。但し、会員名簿と同一の場合は、会員名簿をもってこれに代えることができる。

- (3) 投票の開票と結果の公示

代議員選挙の開票に際し正会員の任意の立ち会いを認める。但し開票の会場の都合等により委員会が必要と判断した場合は、人数を制限することがある。当選者の確定後、委員会はその結果をすみやかに全会員に公示しなければならない。

### (投票及び当選者)

第7条 代議員の選挙は所定の投票用紙を用いた3名連記無記名の郵便投票とし、委員会の定めた指定日までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は委員会の定める規定によるものとする。

- 2 当選者及び次点者の確定は得票順により決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。
- 3 当選者が決定したときは、選挙管理委員会は直ちに当選者に当選の旨を通知しなければならない。当選者

が当選を辞退した場合及び当選者が正会員の資格を喪失して当選が無効になった場合は繰上げ当選とする。

### 第3章 理事候補者の選出

(理事候補者の選挙権及び被選挙権)

第8条 理事候補者の選挙権及び被選挙権は、前条により選出された代議員が有するものとする。

(投票及び当選者)

第9条 理事候補者の選出は代議員の互選によるものとし、所定の投票用紙を用いた3名連記無記名の郵便投票による。この場合において、委員会の定めた指定日までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は委員会の定める規定によるものとする。

2. 理事候補者の確定は得票順上位15名に決定する。但し、同点者の生じた場合は抽選によって決する。

3. 理事候補者は定款第23条の決議を経て、理事として選任される。

### 第4章 会長、副会長及び事務局長の選出

(会長の選出)

第10条 会長の選出は、前条第3項に規定する理事選任の決議に引きつづき、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行う。但し、投票数の過半数を得た者がいない場合には、得票順上位2名の者について、再度投票を行うものとする。

2. 前項の規定により会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定されるものとする。

(副会長の選出)

第11条 副会長の選出は会長の選出に引きつづき、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行う。但し、投票数の過半数を得た者がいない場合には、得票順上位2名の者について、再度投票を行うものとする。

2. 前項の規定により副会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定されるものとする。

(事務局長の選出)

第12条 事務局長の選出は、理事の中から会長がこれを指名し、理事会の決議を受けて選定されるものとする。

### 第5章 補欠者

(補欠者)

第13条 代議員に欠員が生じた場合は、本規程第7条第1項及び第2項により実施された選挙の次点者をもって補う。

2. 前項の次点者がいない場合には補欠の代議員の選挙を実施しなければならない。

3. 会長が欠けた場合は、本規程第10条を準用する。また、副会長が欠けた場合は、本規程第11条を準用する。

4. 事務局長が欠けた場合は、前条に従って選定する。

5. 会長、副会長、事務局長以外の理事につき、欠員が生じた場合は、次点者をもって補欠の理事候補者とし、本規程第9条第3項の決議を経て補欠の理事として選任される。

6. 本条第1項から前項までの規定によって選出された者の任期は、定款の定めるところにより前任者の任期の満了する時までとする。

(規程の変更)

第14条 本規程は、理事会の決議によりこれを変更することができる。

附則 本規程は、平成25年4月1日から施行する。